

平成29年10月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成29年	10月27日	開会
平成29年	10月27日	閉会

宮古地区広域行政組合

平成 29 年 10 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 29 年 10 月 27 日（金曜日）

午前 10 時 45 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

（２）平成 28 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について

2 協議事項

（１）消防救急デジタル無線工事に係る賠償金の請求について

（２）山田消防署庁舎建設工事（災害復旧）の設計変更について

（３）宮古地区広域行政組合財産（土地、立木）の処分について

（４）平成 29 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）の概要について

（５）議員派遣について

3 その他

出席議員（１３名）

1 番	合 砂	丈 司 君	2 番	伊 藤	清 君
3 番	八重樫	龍 介 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	佐々木	重 勝 君	6 番	古 舘	章 秀 君
7 番	畠 山	昌 典 君	8 番	畠 山	拓 雄 君
9 番	落 合	久 三 君	10 番	尾 形	英 明 君
11 番	阿 部	吉 衛 君	12 番	菊 地	大 君
13 番	竹 花	邦 彦 君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事 務 局 長	飯 岡 健 志 君
総 務 課 長	大 久 保 一 吉 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
消 防 長	白 鳥 定 良 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	沢 田 達 雄 君
総 務 課 長	畠 山 毅 君
指 令 課 長	和 山 勝 富 君

◎開 会

- 議長（竹花邦彦君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会をいたします。
-

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（竹花邦彦君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

- 議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

最初に、議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告として、監査委員からの例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものであります。

次に、日程第1の会議録署名議員の指名については、今回は5番、佐々木重勝議員、6番、古舘章秀議員を議長が指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は10月27日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

なお、今回、一般質問はございませんでした。

日程第3で、認定第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。なお、説明は会計管理者である宮古市会計管理者が行うこととなります。

日程第4で、議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

日程第5の議員の派遣については、平成29年度の議員行政視察について議題として議長が会議に諮るものでございます。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

- 議長（竹花邦彦君） ただいま議会運営委員長のほうから報告がございました。皆さん何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について

- 議長（竹花邦彦君） それでは、次に進みたいと思います。

次に、平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要について事務局の報告を求めます。

飯岡事務局長。

- 事務局長（飯岡健志君） それでは、平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご報告をいたします。

28年度決算につきましては、今議会、地方自治法の規定により監査委員の意見をつけ、議会の認定に付すものでございます。

本日、本会議において決算概要をご説明申し上げ、提案させていただきますが、その内容と重複する部分もございますが、ご了承をお願いをしたいと思います。

それでは、資料ナンバー１、決算概要資料をお願いいたします。

資料は決算書をもとにしたものでございますので、決算書もあわせてごらんをいただければというふうに思います。

資料の１ページをお願いいたします。

28年度の実質収支に関する調書でございますが、28年度の予算執行に当たりましては、これまでの財政健全化の方策を継続をし、経費の削減に努め、効率的な財政運営に取り組んでまいりました。その結果、区分１の歳入総額から２の歳出総額を差し引いた３の歳入歳出差引額は１億３,６３７万７,６２７円となりました。この額から４の翌年度へ繰り越すべき財源中、（３）の事故繰越額１億１,２８９万８,５２０円を差し引いた区分５の実質収支額は、２,３４７万９,１０７円の黒字でございます。

この結果を踏まえまして、歳入からご説明をいたしますので、３ページをお願いいたします。

一番下の段、歳入の合計額でございますが、予算現額５９億６,１７９万１,０００円に対し、調定額は５９億７,１５３万２,２７７円、収入済額は５３億８,６４９万２,２５０円で、調定額に対する収入割合は９０．２％となっております。収入未済額は５億８,５０４万２,２５０円で、主なものは国庫支出金でございます。

歳入の主なものについてご説明をいたしますので、２ページにお戻りをお願いいたします。それぞれ収入済額でご説明をさせていただきます。

歳入、１款分担金及び負担金は構成市町村からの負担金でございますが、４３億６,９４４万３,０００円、歳入全体の８１．１％を占めております。

２款使用料及び手数料、２項手数料５,７５６万３,７２円は衛生手数料と消防手数料でございますが、その調定額に対し、衛生手数料中、ごみ処理手数料分に２,２５０円の収入未済額がございます。これは、破産した会社の未納分でございます。

３国庫支出金は収入済額４億５,９３５万５,６８０円で、衛生費、消防費に係る国庫補助金で、補助金等の名称は説明欄記載のとおりでございます。国庫支出金の調定額に対し、消防費国庫補助金中、消防防災施設災害復旧費分５億８,５０４万円の収入未済額がございます。これは、東日本大震災で被災した山田消防署建設に係る災害復旧費国庫補助金でございます。

４款県支出金から６款繰越金まで、また、次のページ、３ページとなりますが、７款諸収入の収入済額はそれぞれ記載のとおりでございます。また、その内容は説明欄記載のとおりとなっております。

次に、歳出でございます。

５ページをお願いいたします。

一番下の段、歳出合計額でございますが、予算現額５９億６,１７９万１,０００円に対し、支出済額５２億５,０１１万２,４００円で、執行率は８８．１％となっております。翌年度繰越額、事故繰

越となりますが、3億2,962万2,520円、不用額は3億8,205万6,080円となっております。

歳出の主なものについてご説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

歳入同様、それぞれ支出済額でご説明をさせていただきます。

1款議会費96万4,340円、2款総務費7,979万5,129円は説明欄記載のとおり、それぞれ運営費、事務執行等に要した経費でございます。

3款衛生費は、支出済額28億9,422万7,851円でございます。各項、各目のそれぞれの支出済額は記載のとおりとなっており、施設の管理運営、整備等に要した経費でございます。

そのうち、2項7目ごみ焼却施設基幹的設備改良事業費は13億9,010万1,640円となりました。この事業は平成27年度からの2カ年事業として実施をいたし、28年度に2カ年事業を完了したものでございます。

また、8目し尿処理施設基幹的設備改良事業費は6億9,058万3,320円となりました。この事業は平成28年、29年度の2カ年事業とするもので、初年度となる28年度分を実施をいたしました。

4款消防費は、支出済額19億7,451万1,312円で、常備消防に要した経費に加え、消防施設費として消防署の耐震補強工事、車両購入及び12誘導心電図システムの購入などが主な内容となっております。

5款災害復旧費は消防施設災害復旧費で、山田消防署の建設等に係る経費でございます。支出済額2億6,378万2,400円、翌年度繰越額3億2,962万2,520円となっております。なお、事故繰越した事業内容は、建設工事に係る管理委託料と工事費でございます。また、事故繰越の理由でございますが、山田消防署の建設事業の執行に当たり、山田町が実施をしております事業との調整に不測の日数を要し、28年度内に事業を完了することが困難となったためでございます。

5ページをお願いいたします。

6款公債費は3,683万1,368円で、廃棄物処理施設、消防施設の整備に伴い発行いたしました長期債の元金と利子の償還金でございます。

以上が28年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、本日の議会の議決に付すに当たりましてご報告でございます。

報告は以上でございます。

○議長（竹花邦彦君） ただいま飯岡事務局長より報告がございました。

これにつきましては、本会議で審議認定案件でもございますけれども、そういった点から具体的な質疑は本会議でお願いをすることになります。この全協の場で特に確認を含めて、皆さんのほうから何かあればお受けをいたしますが、いかがでしょうか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 1つだけ。山田消防署、事故繰越の理由が今、他の山田町がやっている事業との整合性というか、折りあいといいますか、それは端的に言えばどういう事業と工程がバッティングしたのかどうか、そこだけはここで聞いたほうがいいなと思うんで。

○議長（竹花邦彦君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 山田消防署建築しようと思って、27年度から始めたわけでございますけれども、当初計画しておりました山田の病院の北側なんですけれども、その土地区画整理事業が山田町のほうでちょっと手間取ったと申しますか、その区画がちょっと変わりましたので、設計のほうが時間かかってしまいまして、その分日程がずれて、事故繰でやらせていただいたということになります。

○議長（竹花邦彦君） そのほか皆さんのほうから何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎消防救急デジタル無線工事に係る賠償金の請求について

○議長（竹花邦彦君） 次に、本日の協議案件に入りたいと思います。

本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり5件でございます。

それでは、最初に消防救急デジタル無線工事に係る賠償金の請求についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

畠山消防総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、消防救急デジタル無線工事に係る賠償金の請求についてご説明をいたします。

資料ナンバー2をごらん願います。

この件につきましては、独占禁止法に違反する行為があったとして、本年2月2日、公正取引委員会から消防救急デジタル無線の主要メーカー5社に対しまして、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われ、組合発注の工事につきましてもこれらの対象とされているところでございますが、この間、8月4日に課徴金納付命令が確定をしまして、9月には課徴金の国庫納付を確認してございます。

また、組合が請求者となる本件の賠償金の額につきましては、議会の議決を要しない事項となりますことから、課徴金納付命令の確定をもって、先月末賠償金の請求を行ったところでございます。

賠償金の請求対象となる工事は、国の災害復旧費補助金を活用し、平成24年度に発注しました消防救急デジタル無線工事です。請負代金額は14億6,661万2,700円で、平成26年3月工事が完了し、現在運用しております。

賠償金の額につきましては、請負代金額の10分の1に相当する額1億4,666万1,270円で、請求先は当該工事の請負者である沖電気工業株式会社東北支社支社長、橋本達也です。

賠償金の請求理由は、組合が発注した消防救急デジタル無線工事に係る入札について、課徴金算定対象物件一覧に含まれていることを確認しましたことから、工事請負契約書中、賠償の予約の規定に基づきまして、一括請求するものでございます。

賠償金の納入期限は平成29年10月31日です。

賠償金収納後におきましては、既に交付されている災害復旧費補助金に係る実績報告

書を国に再提出をし、補助金額の再度の確定を受けた後、過大交付となった補助金の返還などを行ってまいります。

補助金の返還額につきましては、賠償金額の3分の2に相当する額9,777万4,000円を見込んでおります。また、賠償金額から補助金の返還額を差し引いた額4,888万7,000円につきましては、賠償金の市町村負担相当額となりますので、整備時の按分率に応じて全額を市町村にお返しするものでございます。

これらの賠償金額、補助金返還額、負担金調整額につきましては、その所要額を計上する補正予算を今議会に提出するものでございます。

以上が消防救急デジタル無線工事に係る賠償金の請求の内容でございます。よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） ただいま事務局より説明がございました。

これについて皆さんのほうから何かご質問ございませんか。

落合議員。

○9番（落合久三君） ちょっと聞き漏らしたかもしれないので、もう一度。この賠償金請求は議会議決を必要としないということが触れられたと思うんですが、その根拠をもう一度。どういう場合には議会議決が必要になるのかということとのかかわりでちょっと教えてください。

○議長（竹花邦彦君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 議会の議決にかからしめる案件につきましては、地方自治法第96条第1項にその案件が規定をされてございます。賠償金に係る事項につきましては、このうち13号に法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて議会の議決が必要というような規定がございます。言い換えれば、地方公共団体がその責務を負って賠償金を支払う場合、その額を決める場合につきましては議会の議決が必要になってくると。ただ、今回の案件のように、組合が請求者となる場合の額につきましては、あらかじめ決められている契約に基づいてその額を請求をするというところで、議会の議決が必要ない案件でございます。

○議長（竹花邦彦君） いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） そのほか皆さんのほうから。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎山田消防署庁舎建設工事（災害復旧）の設計変更について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に移ります。

次に、山田消防署庁舎建設工事（災害復旧）の設計変更についてを協議をいたします。事務局の説明を求めます。

畠山消防総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、山田消防署庁舎建設工事の設計変更についてご説明をいたします。

資料ナンバー3をごらんください。

山田消防署庁舎建設工事につきましては、平成30年1月22日までの工期で、現在のところ順調に進捗をしております。ただ、現場精査の過程で設計変更が必要となる箇所がございますので、その概要をご説明を申し上げます。

初めに建築工事でございますが、請負者は株式会社佐々木組三陸営業所で、請負代金額は4億3,092万円、前金払いの額を差し引いた繰越額は2億1,546万円になります。設計変更による請負代金額は、概算で140万円の減額となります。減額の主な理由につきましては、周辺の造成工事との一体管理により、仮囲いと誘導員を削減をしたというようなことになります。

次に、電気工事でございますが、請負者は東海電業株式会社で、繰越額は請負代金額の7,668万円になります。設計変更による請負代金額は、概算で260万円の増額でございます。増額の主な理由につきましては、岩盤の影響で当初の設計どおり接地抵抗を施工することが困難であるため、設置箇所をふやすなどの変更により土工事が増加したことによるものでございます。

次に、機械設備工事でございます。請負者は株式会社伊藤住宅設備で、請負代金額は5,823万2,520円、前金払いの額を差し引いた繰越額は2,912万2,520円になります。設計変更による請負代金額は、概算で140万円の増額でございます。増額の主な理由につきましては、周辺道路の設計変更により排水経路を変更したことによるものでございます。

これらの原契約の請負代金額につきましては、契約金額から前金払いの額を差し引いた平成28年度の繰越額を予算としておりますが、ただいまご説明申し上げたとおり、設計変更に伴い請負代金額に増額が見込まれることから、現年予算に所要額260万円を計上する補正予算を今議会に提出するものでございます。

以上が山田消防署庁舎建設工事の設計変更の内容でございます。よろしくご協議くださいますようお願いをいたします。

○議長（竹花邦彦君） ただいま事務局より説明がございました。

これについて何かご質問ありませんか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） まず1つは、2番目の変更理由の接地抵抗ということがあるんですけども、これが意味わからないので、それを教えていただきたいのと、あとは……

○議長（竹花邦彦君） 一問一答でいきましょうか。

畠山課長。

○総務課長（畠山 毅君） 接地抵抗と申しますのは、落雷などがあった場合に、その電気を地中に逃がすということでアース棒を設置をするような工事になります。通常であれば10カ所ぐらい、この規模の建物であれば設置をすることが適当なんだそうです。ただ、その岩盤が固いがために、その規定の深さまでその接地抵抗を施工することができないということで、数をふやして到達する地盤面を浅くして同じ効果を得られるように施工するというような工事の変更に伴う増額ということです。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

○4番（黒沢一成君） この点はわかりました。

あと1つなんですけれども、3番目の変更理由の排水経路の変更で、増額ということ

なんですけれども、排水経路の距離が長くなったということでしょうか。長くなったとしたら、何メートルぐらい長くなったのか。

○議長（竹花邦彦君） 畠山課長。

○総務課長（畠山 毅君） 当初、山田消防署の北側、今現在、山林といいますか、地形がまだ残っている方向に傾斜があって、そちらのほうに当初は取り付け道路ができる予定でございましたけれども、そちらのほうに傾斜に沿って排水をするという形でしたけれども、そちらのほうの道路選定が変わりまして、西側のほうに傾斜がとれましたので、そちらのほうに経路を変更すると。ひとつ正確な距離が、何メートルから何メートルというのは、ちょっと今、私ここで把握していないんですけれども、相当程度距離が長くなったということで、その分の増額ということになります。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 道路の変更に関してはわかっているのですが、実際図面上どうなるかは見ないとわからないですけれども、意味はわかりました。

○議長（竹花邦彦君） そのほか。

尾形議員。

○10番（尾形英明君） ちょっと今の件なんですけれども、要するに用地が確保できなかった部分の変更なんですけれども、供用する部分が多くなって、道路そのものは短くなったんでないかなと思うんですけども、その辺把握していますか。前につくった、要するに病院だとか、あっちのほうでつくった道路を利用するような形のルートになったんじゃないかなと思っているんですけれども、どうですか。

○議長（竹花邦彦君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） 今、課長のほうからご説明しましたけれども、消防署を建てる北側、今、山の斜面になっております。そこを本来であれば、当初計画のときにはそこを道路が通る予定でございました。それに排水を持っていく予定していました。それが、その道路ができないということになりましたので、そのまま斜面になっております。その北側に排水する予定のものを西側、大きい道路のほうのところまで排水路を持ってくるといような形になりました。西側、大きい道路まで。

○10番（尾形英明君） だけれども、共有するんでしょう、今ある道路を。新しくつくるわけじゃないんでしょう。

○消防長（白鳥定良君） じゃないです。

○10番（尾形英明君） 共有する部分なので、排水路は設置しなくてもよくなる、場内だけで済む。だから、その辺のルートがどういうルートになっているんだかというのを確認したい。わからないね、今。後でいいから。多分、俺は逆に短くなるんでないかなと思っていたんです、ルートが変わったことによって。共有する道路が多くなった。今までは消防署に真っすぐ行く道路を基本にしていたんですけども、そこが通らなくなったために、表から上がる道路しかつくれなくなったの。そのルートが変わったことによって、病院だとか、団地だとかの供用道路を使ってやる。場内の排水を流す部分であれば、場内だけの長さになるんじゃないかなと思っていたんですけども、増額になるから、何かまた改めて別なルートをつくったのかなと思って。

○議長（竹花邦彦君） いいですか。

○消防長（白鳥定良君） すみません、それにつきましては、ちょっと後で図面で説明いたしますので。

○議長（竹花邦彦君） そのほか。

落合議員。

○9番（落合久三君） ちょっと余り私は例がないのかなと思ったんですが、この設計変更、きょうの補正で260万の増の補正が出るわけですが、この概算という表現がどうも気になるんです。予算計上する前の説明の段階でそういうことを言うのはあり得ることだけれども、現実にもう予算計上の提案を一方でしているときに、概算というのはまだ動く余地が残された状態で予算計上するというのは普通はやらないと思うんですが、その概算というのがどうも気になっているんですが、明解な答弁を。

○議長（竹花邦彦君） 畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 本来であれば、予算があって、請負率がそれより低い額で契約になると。当然、執行残と、契約残というのがある中で、増額という部分も検討していくことだと思うんですけれども、今回の場合は28年度の繰越予算ということで、契約金額から前金払いを差し引いた残りの、実際に請負業者のほうにお支払いをする額での予算で執行している状況です。その中で、急遽、今後工事が進んでいく中で、大体終わりのところも見えてきたというところで一度精算をして、現年予算のほうにその必要額を措置をするというような対応をさせていただきたいというふうに考えておりました。

○議長（竹花邦彦君） じゃ、ちょっと私からも。要するに、予算は260万でもいい。問題は設計変更の額が確定をしているんですか、していないんですかと。確定をしているのであれば、きちっとこのように設計変更の額がありますよと。概算という形で設計変更額が出て、予算も概算で取っているということはどうなのというそういう質問なんです。だから、そこら辺が、つまり設計変更が固まっているのか、固まっていないのかということなんです。あくまでも今、概算の段階で、概算でじゃ補正予算というのもどうなのということなの。だから、そこら辺。

○消防長（白鳥定良君） ご指摘いただいたとおり、業者のほう、概算の部分についてはこの金額でございますので、その分を計上させていただきましたので、資料ナンバー3で各工事について概算とカッコしておりますけれども、これ削らせていただきます。

○議長（竹花邦彦君） そういう事務局の説明です。よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） そのほか。ないですか。

ちょっと私のほうからお願い。さっき、設計変更の資料いただきましたが、やっぱり皆さんが具体的にどういう、山田の話で、場所がよくわからないとか、具体的にさっき言った接地抵抗がどういう意味かわからない。だから、もしあれば、これから参考図面を設計変更はどこが変わって、どういうふうな状況とわかるようなそういった参考図面を資料として添付をしていただければ、皆さんがもう少し資料理解ができるというふうに思うので、そこはこれからご配慮いただきたいというふうに思います。

じゃ、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎宮古地区広域行政組合財産（土地、立木）の処分について

○議長（竹花邦彦君） 次に入ります。

次に、宮古地区広域行政組合財産（土地、立木）の処分についてを協議をいたします。
事務局の説明を求めます。

初めに、大久保総務課長より補足説明を求めます。

○総務課長（大久保一吉君） 先に私から組合財産の処分について補足説明をさせていただきます。

資料ナンバー４、参考資料をお願いをいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の解釈と運用についてということでございます。

解釈と運用ですけれども、①条例の解釈についてでございます。

組合はこれまで土地の売り払いをする場合、予定価格2,000万円以上または5,000平米以上の場合に議会の議決を要する案件と解釈し、議会に付する旨を説明をしましてまいりました。しかし、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、議会の議決を要するのは種類及び金額ともに条例で定める要件に該当するもので、種類または金額の一方でも要件に該当しない場合は議決を要しないということを確認をいたしました。

②の条例内容でございますけれども、①で説明した内容のとおり、今後、面積及び金額ともに条例を満たした場合に議会の議決に付す案件とするものでございます。

また、引き続き説明をいたします組合財産の処分につきましては、土地売り払いの代金が2,000万円未満であることから議決を要しない案件となります。

参考といたしまして、下段に条例、地方自治法、地方自治法施行令の関係条文を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹花邦彦君） 続いて、鈴木施設課長より説明を求めます。

施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） それでは、宮古地区広域行政組合財産（土地、立木）の処分についてご説明をいたします。

資料ナンバー４をごらんください。

一般国道106号（宮古盛岡横断道路事業）と一般国道45号（三陸沿岸道路事業）に伴う財産処分でございます。

この件につきましては、平成29年３月、組合議会定例会におきまして、定例会の全員協議会の中で経緯、経過等について説明、報告してまいりましたが、三陸国道事務所と協議が整いましたので、財産の処分についてご協議をお願いいたします。

三陸国道事務所から協議をされている用地は、最終処分場として保有する用地の一部でございますが、不燃物の減量化が図られている状況などから、最終処分場の整備等の将来計画に影響を及ぼすものではないと見込まれることから協議に応じ、処分を行うものでございます。

1の財産処分に係る事業の概要でございますが、(1)につきましては、宮古盛岡横断道路事業の掘削工事に伴い、掘削岩を埋め立て管理する三陸国道事務所に用地を売却するものでございます。

(2)の一般国道45号(三陸沿岸道路事業)は、三陸国道事務所が道路管理を行うため、宮古市下水道課の浄化センターグラウンドの用地を買収し、防災ステーションを設置する計画でございます。その計画に伴い、三陸国道事務所に用地を売却するものでございます。

位置図を3ページに赤い枠で、4ページに売却用地を拡大した図面を赤色で表示してございます。参考としてごらんいただければと思います。

2の財産処分の用地予定地、面積、処分予定地内の立木補償につきましては、(1)の1、宮古盛岡横断道路は地目、山林、処分面積が8,909.04平方メートルです。処分の価格が890万9,040円です。単価につきましては、1平方メートル当たり1,000円でございます。

(1)の2、この土地の立木補償は、補償対象本数が1,013本で、補償額が14万5,545円となります。補償の単価は、国土交通省による立竹木調査積算概要により、胸高の直径3センチメートル以上が補償の対象となります。

2ページをごらんください。

(2)の1、三陸沿岸道路は、地目、山林、処分面積が2,392.16平方メートルです。処分の価格が239万2,160円となります。この土地の立木補償につきましては、補償対象本数が190本で、補償額が2万6,583円となります。

(1)と(2)を合計しますと、次の(3)から(6)となりますけれども、面積の合計が1万1,301.20平方メートル、処分予定の価格が1,130万1,200円となります。また、立木補償が1,203本、処分予定価格が17万2,128円となります。

この土地処分、立木補償の合計1,147万3,328円につきましては、今回の補正予算において歳入に計上したいと考えております。

以上が宮古地区広域行政組合(土地、立木)の処分についての説明となります。よろしくご協議をいただきますようお願いいたします。

○議長(竹花邦彦君) ただいま大久保総務課長のほうから補足の説明、そして鈴木施設課長のほうから組合財産の処分の具体的内容について説明がございました。これについて何かご質問がございますか。

尾形議員。

○10番(尾形英明君) もうかっていいんだろうけれども、立木も財産の中に組み入れてありましたか。

○議長(竹花邦彦君) 鈴木課長。

○施設課長(鈴木登志美君) それは入っておりません。

○議長(竹花邦彦君) 尾形議員。

○10番(尾形英明君) それを売るような形になったわけですか。

○議長(竹花邦彦君) 鈴木課長。

○施設課長(鈴木登志美君) ここの最終処分場の用地取得につきましては、昭和54年か

ら2年事業で進められた事業です。その間、そのときの買収の時に地主さんには一度その立木等は引き取ってもらったんですけれども、その後は、それからもう20年以上たっていますので、その分伸びてきているということでございます。

○議長（竹花邦彦君） 尾形議員。

○10番（尾形英明君） 私が買ったやつと言えはあれだけども、造成したので、立木は多分地主のものだけになっていたはずなんだけれども、その辺は何ともないの。

○施設課長（鈴木登志美君） はい。

○10番（尾形英明君） 了解。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

そのほか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に移ります。

次に、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、補正予算の概要をまとめた資料で説明いたしますので、資料ナンバー5、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の概要についてをお願いします。

補正予算（第1号）は、歳入歳出ともに補正額を1億247万5,000円追加し、総額を歳入歳出それぞれ35億1,371万7,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明をいたしますので、資料の2ページをお開き願いたいと思います。

2款1項2目公平委員会費、委託料は1,000円の補正でございます。岩手県に委託している公平委員会事務委託の負担額決定に伴う計上でございます。

2款1項3目諸費、償還金利子及び割引料は新たに目を設定し、9,777万4,000円を新規計上するものです。国庫補助事業として実施した消防救急デジタル無線工事に係る賠償金の請求に伴い、賠償金に含まれる国庫補助相当額を国に返還するために計上するものでございます。

4款1項2目消防施設費、工事請負費は210万円の増額です。山田消防署通信設備移設工事費を計上するものでございます。現在運用している通信施設を新築する山田消防署へ移設するものでございます。

5款2項1目消防施設災害復旧費工事請負費は260万円の増額で、繰り越し事業として実施している山田消防署庁舎建設工事のうち、電気設備工事の設計変更によるものでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1ページにお戻り願います。

1 款組合負担金につきましては、最後に説明をいたします。

3 款 1 項 2 目消防費国庫補助金、1 節消防施設費は1,440万円の減額で、山田消防署の高規格救急自動車の補助が採択されなかったことによるものでございます。なお、この減額分は山田町の負担金に財源振りかえとなるものでございます。

5 款 2 項 2 目不動産売払収入、1 節土地売払、2 節立木売払は、一般国道106号（宮古盛岡横断道路）及び一般国道45号（三陸沿岸道路）の管理施設等の用地としての土地売払、立木売払収入1,147万3,000円の増額でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金は、前年度繰越金による繰越金の2,347万8,000円の増額でございます。

7 款 2 項 1 目雑入、1 節雑入は、資源物売払代金の収入見込み及び消防救急デジタル無線工事賠償金による諸収入 1 億6,866万1,000円の増額でございます。

以上、歳出補正額 1 億247万5,000円の財源として、財産収入、繰越金、諸収入を充当調整の上、1 款 1 項 1 目組合負担金を8,673万7,000円減額いたします。

3 ページをお開き願います。

補正額と補正額の財源内訳でございます。こちらにつきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

4 ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第1号）の市町村負担金総括表となります。

各市町村負担金は総額で、先ほど説明したとおり8,673万7,000円の減額となります。その内訳は、宮古市 1 億574万6,000円、岩泉町1,644万円、田野畑村940万6,000円の減額となり、山田町は4,485万5,000円の増額となります。総務、衛生、消防の負担金の内訳は記載のとおりでございます。なお、山田町の増額は、山田消防署建設工事事故繰越のための一般財源が不足したことにより、構成市町村からの負担金を財源として繰り越しておりましたその分の精算のほか、高規格救急自動車の財源振りかえ等によるものでございます。

以上が平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（竹花邦彦君） ただいま事務局より説明がございました。

皆さんのほうから何かご質問ございますか。

黒沢議員。

○4 番（黒沢一成君） 山田町のこの救急車が認められなかったということなんですけれども、それはどうしてなのかと、車2台あるんですけれども、その1台入れかえということなのかどうか。

○議長（竹花邦彦君） 今のは歳入のほうの件ですね。

○4 番（黒沢一成君） 収入のほうです。

○議長（竹花邦彦君） 収入の消防費補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金減の。

畠山総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） 補助金不採択につきましては、この補助金については、緊急消防援助隊登録車両の整備に要する経費のうち、基準額の2分の1を補助する制度で

ざいます。今年度更新をします山田消防署の高規格救急自動車につきましても、この緊急消防援助隊の登録車両となってございます。

一方、国におきましては、南海トラフ地震等の切迫性に備えて、これまで全国で4,500隊としていた緊急消防援助隊の登録数を平成30年度までに6,000隊とする計画の改定を行いました。これに伴いまして、新たに登録を受けようとする車両の整備につきましては、補助金のほうを優先配分をしますというようなことが明示をされてございます。この補助金に係る国の当初予算につきましては、平成28年度、29年度とも49億円になってございます。岩手県全体では、4つの消防本部の要望額の合計が1億446万9,000円、これに対しまして、配分額は9,067万円というふうになってございます。他団体との配分調整において不採択になったということでございます。

○議長（竹花邦彦君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 2台のうちの1台を入れかえるということでもいいんでしょうか。

○総務課長（畠山 毅君） 更新です。

○議長（竹花邦彦君） 更新、わかりますね。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 県全体の予算を割っているということなんですけれども、正直認めてほしかったところなんですけれども、これから……

○議長（竹花邦彦君） 要するに見込みはどのようなものも含めて……

○4番（黒沢一成君） これからも更新に出てくると思うんですけれども……

○議長（竹花邦彦君） 不採択になったけれども、これからどういう状況になりますかという点も含めて、じゃ、畠山課長。

○総務課長（畠山 毅君） その6,000隊の計画目標としている最終年度が平成30年になってございます。平成30年度までは新規登録の車両がふえるというような認識がございます。それ以降であれば、割と平準化した中での更新計画を全国の消防本部で立ててくると思いますので、国の予算にもよりましてけれども、なかなか30年度以降は、全て100%採択されますよというの言いづらいところではありますけれども、30年度とそれ以降を比較すれば、それ以降のほうが比較的採択になりやすいというような印象です。

○議長（竹花邦彦君） 31年度以降のほうが何とかなる可能性は高いということですね。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 山田で更新する分、その車両は使用期限というか、それが厳しい状態だと、2年とか延ばすことは難しいのでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） 白鳥消防長。

○消防長（白鳥定良君） うちの広域の車両につきましては、車種ごとに耐用年数というのは決めておりますけれども、救急車の場合は10年という規定を定めておりますが、山田消防署、今回更新する車両でございましてけれども、9年で既に17万キロ近く走行しておりますので、そういった形で10年はめどにしておりますけれども、走行距離を見越して前倒しで整備させていただいております。

○4番（黒沢一成君） 了解しました。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

それでは、これについては以上とさせていただきます。

◎議員派遣について

○議長（竹花邦彦君） 次に、議員派遣について事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、議員派遣についてご説明いたしますので、資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

平成29年度の議員行政視察の実施についてでございます。

平成29年度議員行政視察は、消防行政においては、近い将来想定される消防指令業務の県内消防本部ワンプロック化による共同運用を見据え、運用方式、共同運用で得られる効果、共同運用に係る課題及び対策について視察することで、当組合における消防業務の推進に資することを目的とします。

また、廃棄物行政におきましては、効率的な資源物収集システム、独自のリサイクルルートの確保など、再資源化の積極的な取り組みを視察することで、当組合清掃業務におけるごみの資源化率向上の推進に資することを目的に実施するものでございます。

日程につきましては、平成29年11月15日水曜日から11月17日金曜日の3日間を予定しております。

視察場所でございますが、岩手県盛岡市の盛岡地区広域消防組合消防本部内の岩手県中央消防指令センター、それから、千葉県我孫子市の我孫子市クリーンセンター、2カ所を予定してございます。

また、本件につきましては、会議規則第44条により議員派遣について会議に諮って決定をしていただくものですが、宿泊費等の予約の関係もあり、準備のために既に10月2日付で皆様にご案内を差し上げているものでございます。

以上でございます。

○議長（竹花邦彦君） 事務局から説明がございましたが、皆さんのほうから特に何かご質問等あればお受けをいたします。

よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） それでは、これについては以上とさせていただきます。

◎その他

○議長（竹花邦彦君） 次に、その他ですが、議員、事務局のほうから何かございますか。皆さんから特にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（竹花邦彦君） 特にないようですので、以上をもちまして議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 11 時 39 分閉会
